

監査公表第28号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年2月25日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
産業振興部
商工政策課、農業課、森林課、観光課、スポーツツーリズム推進課、
鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課の産業振興部関係事務

第3 監査に当たった監査委員
近藤隆、下江洋行

第4 監査の期間
令和元年12月5日～令和2年2月25日

第5 監査の方法
令和元年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

産業振興部

【商工政策課】

意見

本市における人材不足は、地方創生に総括される新規雇用、女性起業において喫緊の課題である。ハローワークと連携するなど新規雇用者の確保に努められたい。

【農業課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】

意見

- 1 農業者の高齢化、担い手不足により耕作放棄地が増加しないよう、新規就農者の確保に努められたい。
- 2 有害鳥獣防除事業に対する補助は、侵入防止施設を設置するまでが補助対象であるが、設置後の管理が不十分では補助目的が十分達成されない。補助金交付後のフォローを検討されたい。

【森林課、作手総合支所地域課】

意見

森林経営管理法が施行され森林所有者と市町村の役割が明確になった。林業の持続的発展がなされるよう、効率的な森林経営管理制度の運用を図られたい。

【観光課】

指摘

指定管理者から提出される収支報告書にある経営成績と財政状態から事業分析を行い、適正な指定管理料を算定し、次年度以降の予算に反映されたい。

意見

湯谷温泉配湯管の老朽化に対し、中・長期的維持管理計画を策定されたい。

【スポーツツーリズム推進課】

意見

「じてんしゃのまち新城」が観光、産業に結びつき、収益化されるようPRされたい。また、新城ラリーのノウハウを活かし、世界ラリー選手権日本ラウンドがモータースポーツファンの夢を繋げられることを期待する。